日調連発第２５４号
令和２年１１月２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

なお、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令については、下記ＵＲＬ（令和2年10月30日官報第364号）を参照願います。

記

https://kanpou.npb.go.jp/20201030/20201030h00364/20201030h003640007f.html

以上

法務省民二第７９６号
令和２年１０月３０日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号。以下「法」という。）の第３章から第５章までの規定及び表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和２年法務省令第４９号。以下「改正省令」という。）が本年１１月１日から施行されますが，これらに伴う不動産登記事務の取扱いについては，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本通達中，「不登法」とあるのは不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）を，「施行規則」とあるのは改正省令による改正後の表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則（令和元年法務省令第４２号）をそれぞれいいます。

また，本通達に抵触する従前の取扱いは，この通達により変更したものとします。

記

第１　特定不能土地等管理命令等の登記嘱託

１　特定不能土地等管理命令等及び同命令の取消し

(1)　裁判所は，所有者等特定不能土地について，必要があると認めるときは，利害関係人の申立てにより，その申立てに係る所有者等特定不能土

地を対象として，特定不能土地等管理者による管理を命ずる処分（以下「特定不能土地等管理命令」という。）をすることができるとされた（法第１９条第１項）。この場合，裁判所は，当該特定不能土地等管理命令において，特定不能土地等管理者を選任しなければならないこととされた（法第２０条第１項）。特定不能土地等管理命令があった場合には，裁判所書記官は，職権で，遅滞なく，特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地について，特定不能土地等管理命令の登記を嘱託しなければならないとされた（同条第３項）。

裁判所は，特定不能土地等管理命令を変更し，又は取り消すことができるとされた（法第１９条第３項）。また，一定の事由が生じた場合には，裁判所は，特定不能土地等管理命令を取り消さなければならないとされた（法第２９条第１項及び第２項）。特定不能土地等管理命令を取り消す裁判があったときは，裁判所書記官は，職権で，遅滞なく，特定不能土地等管理命令の登記の抹消を嘱託しなければならないとされた（法第２０条第４項）。

裁判所は，特定社団等帰属土地について，当該特定社団等帰属土地が帰属する法人でない社団等の代表者又は管理人が選任されておらず，かつ，当該法人でない社団等の全ての構成員を特定することができず，又はその所在が明らかでない場合において，必要があると認めるときは，利害関係人の申立てにより，その申立てに係る特定社団等帰属土地を対象として，特定社団等帰属土地等管理者による管理を命ずる処分（以下「特定社団等帰属土地等管理命令」という。）をすることができるとされた（法第３０条第１項）。法第３章（法第１９条第１項を除く。）の規定は，特定社団等帰属土地等管理命令について準用するとされた（法第３０条第２項）。

(2)　法第２０条第３項又は第４項（これらの規定を法第３０条第２項において準用する場合を含む。）の規定により登記記録として登記すべき事項は，表題部の所有者欄に記録するものとされた（施行規則第９条第１項）。

登記官は，法第２０条第３項（法第３０条第２項において準用する場合を含む。）の規定により嘱託があった場合において，当該嘱託に基づく登記をするときは，当該登記の登記原因及びその日付並びに登記の年

月日のほか，登記の目的並びに特定不能土地等管理者又は特定社団等帰属土地等管理者（以下「特定不能土地等管理者等」という。）の職名及び氏名又は名称並びに住所をも記録しなければならないとされた（施行規則第９条第５項）。

登記官は，法第２０条第４項（法第３０条第２項において準用する場合を含む。）の規定により嘱託があった場合において，当該嘱託に基づく登記の抹消をするときは，当該抹消の登記の登記原因及びその日付並びに登記の年月日のほか，登記の目的を記録するとともに，抹消すべき登記を抹消する記号をも記録しなければならないとされた（施行規則第９条第６項）。

(3)　上記(2)における登記の記録例は，別紙のとおりとする。

２　特定不能土地等管理者等の辞任等に伴う登記嘱託

(1)　特定不能土地等管理者等は，正当な事由があるときは，裁判所の許可を得て，辞任することができるとされた（法第２５条第１項。法第３０条第２項において準用する場合を含む。）。

特定不能土地等管理者等がその任務に違反して特定不能土地等管理命令又は特定社団等帰属土地等管理命令（以下「特定不能土地等管理命令等」という。）の対象とされた所有者等特定不能土地等又は特定社団等帰属土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは，裁判所は，利害関係人の申立てにより，特定不能土地等管理者等を解任することができるとされた（法第２６条第１項。法第３０条第２項において準用する場合を含む。）。

特定不能土地等管理者等の辞任又は解任があった場合，法第２０条第３項及び第４項の規定に準じて裁判所書記官から登記の嘱託がされることになると考えられる。

(2)　表題部所有者不明土地の複数の所有者等に係る共有持分について特定不能土地等管理命令等が発せられていたところ，一部の所有者等を特定することができたために特定不能土地等管理命令等の対象となる共有持分を変更する場合や特定不能土地等管理者等の人数を事後的に増やす場合は，特定不能土地等管理命令等の変更（法第１９条第３項。法第３０条第２項において準用する場合を含む。）として取り扱うことになると考えられる。

この場合も，法第２０条第３項及び第４項の規定に準じて裁判所書記官から登記の嘱託がされることになると考えられる。

(3)　上記(1)及び(2)における登記の記録例は，別紙のとおりとする。

第２　特定不能土地等管理者等の表示の変更等

１　特定不能土地等管理者等の表示の変更

特定不能土地等管理者等の氏名若しくは名称又は住所について変更が生じた場合において，当該特定不能土地等管理者等から氏名又は住所について変更があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市にあっては，区長又は総合区長とする。），登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては，これに代わるべき情報）を添付して特定不能土地等管理者等の住所又は氏名の変更の登記の申出があったときは，登記官は，職権で，特定不能土地等管理者等の住所又は氏名の変更の登記を実行して差し支えないものとする（不登法第２８条）。

２　特定不能土地等管理命令等の対象となる共有持分の変更の登記等

第１の２(2)の一部の所有者等を特定することができた場合において特定不能土地等管理命令等の対象となる共有持分を変更するために裁判所から特定不能土地等管理命令等の変更の登記の嘱託がされるとともに，当該特定不能土地等管理者等から，一部の所有権を証する情報を添付して当該一部の所有者等を表題部所有者とする登記の申出があったときは，登記官は，特定不能土地等管理命令等の変更の登記を実行するとともに，当該一部の所有者等を表題部所有者とする登記を実行して差し支えないものとする（同条）。

３　上記１及び２の場合の登記の記録例は，別紙のとおりとする。

第３　所有者特定書の閲覧の請求

表題部所有者の登記等がされた後，所有者特定書（更正書を含む。以下同じ。）は，登記簿の附属書類として，不登法第１２１条第２項に基づく閲覧の請求の対象となる。

閲覧を請求することができる者としては，表題部所有者として登記され

た者，その相続人その他の一般承継人のほか，特定不能土地等管理命令等の申立てをする利害関係人及び所有者等特定不能土地の所有権を主張する者並びに特定不能土地等管理者等などが考えられる。これらの場合において，不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第１９３条第３項に規定する利害関係がある理由を証する書面としては，次に掲げる者については，それぞれ定めるものが考えられる。これらの者から，所有者特定書の閲覧の請求がされた場合には，登記官は，所有者特定書（書面をもって所有者特定書が作成されたときは，施行規則第１３条第２項の規定により当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録）に記録された情報の内容を書面に出力して表示するものとする（不動産登記規則第２０２条第２項)。

１　表題部所有者として登記された者　本人であることを証する情報

２　１の相続人その他の一般承継人　相続その他の一般承継により当該表題部所有者の地位を承継したことを証する情報

３　特定不能土地等管理命令等の申立てをする利害関係人　当該利害関係を証する情報

４　所有者等特定不能土地の所有権を主張する者　所有者等特定不能土地の所有権を主張していることを証する情報

５　特定不能土地等管理者等　本人であることを証する情報

第４　所有権の保存の登記等

１　法による所有者の探索の結果，表題部所有者不明土地に表題部所有者として登記すべき者がない旨が登記されている場合には，真の所有者は，その状態を是正することを目的として，自身を表題部所有者とする登記を申請することができ，さらに，当該土地につき所有権の保存の登記の申請をすることができると考えられる（最判平成２３年６月３日集民２３７号９頁参照)。

特定不能土地等管理者等と第三者との間で売買契約が成立した場合及び時効取得を主張する者（以下「時効取得者」という。）が時効取得した場合の表題登記及び所有権の保存の登記の取扱いについては，以下のとおりとする。

２　特定不能土地等管理者等と第三者との間で売買契約が成立し，当該第三

者から自己を表題部所有者とする表題登記（不登法第３６条）及び自己を登記名義人とする所有権の保存の登記の申請（不登法第７４条第１項第１号）があった場合において，不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）別表の４の項添付情報欄ハの表題部所有者となる者が所有権を有することを証する情報として，売買契約書（特定不能土地等管理者の印鑑証明書等の当該書面の真正を証するに足りる情報を含む。）及び特定不能土地等管理者等の要許可行為についての許可の裁判書が提供されたときは，登記官は，当該第三者を表題部所有者とする登記をした上で，当該所有権の保存の登記を実行する。

３　特定不能土地等管理者等と時効取得者との間で当該時効取得者を所有者とする協議が成立した場合又は特定不能土地等管理者等を被告として所有権確認訴訟を提起し勝訴判決を得た場合であって，時効取得者から自己を表題部所有者とする表題登記及び自己を登記名義人とする所有権の保存の登記の申請があったときは，不動産登記令別表の４の項添付情報欄ハの表題部所有者となる者が所有権を有することを証する情報として，時効取得者を所有者とする特定不能土地等管理者等と時効取得者との協議書（特定不能土地等管理者等の印鑑証明書等の当該書面の真正を証するに足りる情報を含む。）又は所有権確認訴訟の勝訴判決書及び確定証明書が提供されたときは，登記官は，時効取得者を表題部所有者とする登記をした上で，当該所有権の保存の登記を実行する。

４　上記２及び３の所有権の保存の登記を実行した後に，特定不能土地等管理命令等を取り消す裁判があったときは，裁判所書記官は，職権で，遅滞なく，特定不能土地等管理命令等の登記の抹消を嘱託しなければならないことから（法第２０条第４項。法第３０条第２項において準用する場合を含む。），登記官は，当該抹消の嘱託に基づきその抹消の登記を実行するものとする。

５　上記２から４までの場合における登記の記録例は,別紙のとおりとする。

別紙

記録例

第１　氏名（単有）のみの土地（表題部の所有者欄に氏名のみが記録され，その住所の記録がない土地）

１　特定不能土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第２０条第３項）

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００６号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記

(2) 抹消の嘱託（法第２０条第４項）

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００６号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 特定不能土地等管理命令抹消 令和３年６月１３日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和３年７月１日登記

（注）特定不能土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

２　特定社団等帰属土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第３０条第２項，第２０条第３項）

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号ロ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００７号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定社団等帰属土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目３番　己　某 令和３年４月２８日登記

(2) 抹消の嘱託（法第３０条第２項，第２０条第４項）

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号ロ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００７号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定社団等帰属土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目３番　己　某 令和３年４月２８日登記 特定社団等帰属土地等管理命令抹消 令和３年６月１３日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和３年７月１日登記

（注）特定社団等帰属土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

第２　氏名（共有）のみの土地

１　特定不能土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第２０条第３項）

所　有　者	甲　某 乙　某 甲市乙町一丁目９９番　持分２分の１　甲　某［昭和〇年〇月〇日当時］ 持分２分の１　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００８号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記

(2) 抹消の嘱託（法第２０条第４項）

所　有　者	甲　某 乙　某 甲市乙町一丁目９９番　持分２分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分２分の１　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００８号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令抹消 令和３年６月１３日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和３年７月１日登記

（注）特定不能土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

２　特定社団等帰属土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第３０条第２項，第２０条第３項）

所　有　者	甲　某 乙　某 甲市乙町一丁目９９番　持分２分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分２分の１　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号ロ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００９号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目３番　己　某 令和３年４月２８日登記

(2) 抹消の嘱託（法第３０条第２項，第２０条第４項）

所　有　者	甲　某 乙　某 甲市乙町一丁目９９番　持分２分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分２分の１　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号ロ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００９号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目３番　己　某 令和３年４月２８日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令抹消 令和３年６月１３日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和３年７月１日登記

（注）特定社団等帰属土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

第３　記名共有地（表題部の所有者欄に「Ａ外２名」と記録され，Ａの住所並びに他の共有者の氏名住所の記録がない土地）

１　特定不能土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第２０条第３項）

所　有　者	甲　某外２名 甲市乙町一丁目１番　持分３分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分３分の２　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００８号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記

(2) 抹消の嘱託（法第２０条第４項）

所　有　者	甲　某外２名 甲市乙町一丁目１番　持分３分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分３分の２　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００８号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記

	甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令抹消 令和３年６月１０日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和３年６月２８日登記

（注）特定不能土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

２　特定社団等帰属土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第３０条第２項，第２０条第３項）

所　有　者	甲　某外２名 甲市乙町一丁目１番　持分３分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分３分の２　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号ロ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００９号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目３番　己　某 令和３年４月２８日登記

(2) 抹消の嘱託（法第３０条第２項，第２０条第４項）

所　有　者	甲　某外２名 甲市乙町一丁目１番　持分３分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分３分の２　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号ロ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００９号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目３番　己　某 令和３年４月２８日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令抹消 令和３年６月１０日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和３年６月２８日登記

（注）特定社団等帰属土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

第４　字持地（表題部の所有者欄に大字などの名義で記録されている土地）

１　特定不能土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第２０条第３項）

所　有　者	大字何 甲市乙町一丁目１番　持分３分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分３分の２　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００８号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記

(2) 抹消の嘱託（法第２０条第４項）

所　有　者	大字何 甲市乙町一丁目１番　持分３分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分３分の２　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００８号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 甲某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令抹消 令和３年６月１０日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和３年６月２８日登記

（注）特定不能土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

２　特定社団等帰属土地等管理命令

(1) 嘱託の登記（法第３０条第２項，第２０条第３項）

所　有　者	大字何 甲市乙町一丁目１番　持分３分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分３分の２　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号ロ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００９号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令

	令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目３番　己　某 令和３年４月２８日登記

(2) 抹消の嘱託（法第３０条第２項，第２０条第４項）

所　有　者	大字何 甲市乙町一丁目１番　持分３分の１　甲　某［昭和○年○月○日当時］ 持分３分の２　表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号ロ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００９号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定社団等帰属土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目３番　己　某 令和３年４月２８日登記 甲某持分を除く共有持分特定社団等帰属土地等管理命令抹消 令和３年６月１０日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和３年６月２８日登記

（注）特定社団等帰属土地等管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。

第５　特定不能土地等管理者の辞任等

１　特定不能土地等管理者の辞任及び選任

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００６号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 特定不能土地等管理者辞任及び特定不能土地等管理者選任 令和４年１月５日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ｅ市Ｆ町五丁目５番　辛　某 令和４年１月２３日登記

（注）辞任前の管理者を抹消する記号（下線）を記録する。
　　特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

２　特定不能土地等管理者の解任及び選任

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００６号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 特定不能土地等管理者解任及び特定不能土地等管理者選任 令和４年１月５日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ｅ市Ｆ町五丁目５番　辛　某 令和４年１月２３日登記

（注）解任前の管理者を抹消する記号（下線）を記録する。
　　特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

３　特定不能土地等管理者の氏名の変更

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００６号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 特定不能土地等管理者氏名変更 庚　某　令和４年１月５日氏名変更 令和４年１月８日登記

（注）変更前の管理者の氏名を抹消する記号（下線）を記録する。
　　特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

４　特定不能土地等管理者の住所の変更

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００６号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 特定不能土地等管理者住所変更 Ｃ市Ｄ町四丁目４番　令和４年１月５日住所移転 令和４年１月８日登記

（注）変更前の管理者の住所を抹消する記号（下線）を記録する。
　　特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

５　特定不能土地等管理者の変更（管理者の追加）

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００６号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 特定不能土地等管理者選任 令和４年２月２日何地方裁判所（何支部）決定 Ｅ市Ｆ町五丁目５番　辛　某 令和４年２月２０日登記

（注）特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

６　特定不能土地等管理命令の変更（対象となる持分の変更）

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００６号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 Ｇ市Ｈ町八丁目８番　持分３分の１　壬　某 持分３分の２　表題部所有者として登記すべき者がない 特定不能土地等管理命令変更 壬某持分を除く共有持分特定不能土地等管理命令 令和４年２月２日何地方裁判所（何支部）決定 令和４年２月２０日登記

（注）変更前の特定不能土地管理命令を抹消する記号（下線）を記録する。
　　特定社団等帰属土地等管理者の場合も同様である。

第６　所有権の保存の登記等

１　所有権の保存の登記

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００６号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 Ｇ市Ｈ町八丁目８番　壬　某 令和５年６月７日登記

（注）所有権の保存の登記の前に登記名義人となる者を表題部所有者とする登記を行う。

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和５年６月７日 第何号	所有者　Ｇ市Ｈ町八丁目８番 壬　某

（注）表題部所有者に関する登記事項を抹消する記号（下線）を記録する（不登規則第１５８条）。
特定不能土地等管理命令は，所有権の保存の登記を実行した場合であっても抹消することはできない（法第２０条第４項）。
特定社団等帰属土地等管理命令の場合も同様である（法第３０条第２項）。

２　所有権の保存の登記後に特定不能土地等管理命令の抹消の嘱託があった場合

所　有　者	甲　某 表題部所有者として登記すべき者がない［令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ］ 手続番号　第５１００－２０２０－０００６号 令和元年法律第１５号第１５条の規定により令和２年２月１日登記 特定不能土地等管理命令 令和３年４月１０日何地方裁判所（何支部）決定 特定不能土地等管理者　Ａ市Ｂ町三丁目２番　己　某 令和３年４月２８日登記 Ｇ市Ｈ町八丁目８番　壬　某 令和５年６月７日登記 特定不能土地等管理命令抹消 令和５年８月９日何地方裁判所（何支部）取消決定 令和５年８月２７日登記

（注）特定不能土地等管理命令に関する登記事項を抹消する記号（下線）を記録する。
特定社団等帰属土地等管理命令の場合も同様である（法第３０条第２項）。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の児童扶養手当法施行令（次項において「新令」という。）第六条の七の規定（児童扶養手当法施行令第三条第一項の読替えに係る部分に限る。）は、令和三年三月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3　新令第六条の七に規定する場合における令和三年三月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還についての国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七十号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる同令第四条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令第四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「除く」とあるのは「除き、非課税公的年金給付等（公的年金給付又は法第十三条の二第一項第四号に規定する遺族補償等であつて、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得に係るものをいう。以下この項において同じ。）に係る所得を有する場合には、非課税公的年金給付等についても所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等とみなして同条第二項第一号の規定により計算した金額と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した金額を同条第一項に規定する雑所得の金額として計算するものとする」と、「山林所得金額、同法」とあるのは「山林所得金額、地方税法」とし、同年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

省令

○総務省令第九十八号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第四項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

総務大臣　武田　良太

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本人確認情報を利用することができる事務）	（本人確認情報を利用することができる事務）
第二十一条の二　法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。	**第二十一条の二**　法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。
［一　略］	［一　同上］
二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号に規定する事務	二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項第四号、第五号及び第七号に規定する事務
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第四十九号

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）第十八条及び第二十八条第二項並びに不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十五条の規定に基づき、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

法務大臣　上川　陽子

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則（令和元年法務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（表題部所有者の登記等）	（表題部所有者の登記等）
第九条　法第十五条第一項の規定又は法第二十条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登記記録として登記すべき事項は、表題部の所有者欄に記録するものとする。	**第九条**　法第十五条第一項の規定により登記記録として登記すべき事項は、表題部の所有者欄に記録するものとする。
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　登記官は、法第二十条第三項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により嘱託があった場合において、当該嘱託に基づく登記をするときは、当該登記の登記原因及びその日付並びに登記の年月日のほか、登記の目的並びに特定不能土地等管理者又は特定社団等帰属土地等管理者の職名及び氏名又は名称並びに住所をも記録しなければならない。	［項を加える。］
6　登記官は、法第二十条第四項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により嘱託があった場合において、当	［項を加える。］

該嘱託に基づく登記の抹消をするときは、当該抹消の登記の登記原因及びその日付並びに登記の年月日のほか、登記の目的を記録するとともに、抹消すべき登記を抹消する記号をも記録しなければならない。

（供託後の公告の方法等）

第十五条　法第二十八条第二項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、官報により行うものとする。

２　法第二十八条第二項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地に係る所在事項

二　供託所の表示

三　供託番号

四　供託した金額

五　裁判所の名称、件名及び事件番号

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百七十八号

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第三十条の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十一条の九　死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所 二～五　（略）	**第十一条の九**　死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号 二～五　（略）
2　（略）	2　（略）

第十一条の十　法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二～四　（略）

2　（略）

第十一条の十六　死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二・三　（略）

2　（略）

第十一条の十七　令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所及び個人番号

二　（略）

三　死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名及び生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所並びに当該先順位者が死亡した年月日

2　（略）

第十一条の二十　令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二～四　（略）

2　（略）

第十一条の十　法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二～四　（略）

2　（略）

第十一条の十六　死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所及び個人番号

二・三　（略）

2　（略）

第十一条の十七　令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所及び個人番号

二　（略）

三　死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名、生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びに当該先順位者が死亡した年月日

2　（略）

第十一条の二十　令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二～四　（略）

2　（略）